

海の公園ビーチバレー場利用基準

平成 25 年 10 月 2 日

(通則)

第 1 条 海の公園ビーチバレー場（以下「ビーチバレー場」という）の利用に関する事項は、この基準による。

(利用種目)

第 2 条 ビーチバレー場の利用種目は、ビーチバレーとする。

(利用時間)

第 3 条 ビーチバレー場の利用時間は、日の出から日の入りまでとする。

2 各団体の 1 回の利用時間は 2 時間までとする。ただし、他に利用する団体がない場合には、続けて利用することができる。

(利用面数)

第 4 条 利用面数は、各団体 1 面までとし、利用の順番及び利用場所は話し合いにより決定するものとする。ただし、他に利用する団体がない場合には、複数面を利用することができる。

(清掃等)

第 5 条 ゴミは各自で持ち帰ることとし、利用後は利用面及びその周辺の清掃を行うこととする。

2 飲食はビーチバレー場の外で行うこととし、危険もしくは不衛生なものは場内に持ち込まないこととする。

(設備等)

第 6 条 ビーチバレー場の付帯設備や器具等は場外に持ち出さないこととする。

(荷物等)

第 7 条 ビーチバレー場内に荷物等は放置しないこととし、荷物等が放置された場合は、事故防止のため公園管理者が撤去するものとする。

2 貴重品など荷物の管理は各自で行うこととする。

(利用の休止等)

第 8 条 公園管理者は、気象状況や管理上の都合等により、ビーチバレー場の利用を休止または制限することができる。

2 公園管理者は、公共的な大会等により、複数面または全面を利用させることができる。

(利用前の確認)

第 9 条 利用面及びその周辺に貝殻やガラス片等の危険物がないことを確認してから利用することとする。

(体調管理)

第 10 条 体調の管理は各自で行うこととし、自己責任で利用するものとする。

(津波に対する対応)

第 11 条 地震による津波注意報等が発令された場合は、利用を中断して高台に避難することとする。

(関係法令の順守)

第 12 条 この基準のほか、都市公園法並びに横浜市公園条例等の関係法令を順守することとする。